

大船渡市条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めのあるもののほか、市営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札情報公開システム 発注の見通し、発注情報、入札契約結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (2) 電子入札システム 入札案件の登録から落札者の決定までの事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムにより執行する入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) 市営建設工事 市営建設工事入札参加者要綱（昭和53年5月10日告示第21号）第2に規定する建設工事をいう。
- (5) 特定市営建設工事 大規模かつ技術的難度の高い市営建設工事で市長がその施工の都度指定するものをいう。
- (6) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (7) 法 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。

(対象工事)

第3 対象工事は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、設計価格が200万円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧等特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門的技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事その他市長が条件付一般競争入札に適さないと認める工事は、対象としない。

(入札参加資格)

第4 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 政令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間を経過していないこと。
- (4) 法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
- (6) 対象工事に関し、当該工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの間に、大船渡市から市営建設工事に係る指名競争入札

における指名停止措置要綱（平成 14 年 10 月 25 日告示第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 市税に納期到来分の未納がないこと。

(9) 電子証明書を取得し、大船渡市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により利用者登録を行っているものであること。

(10) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の法第 5 条第 3 号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 3 条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要な入札参加資格は、対象工事ごとに市長が定める。

（入札の公告）

第 5 市長は、対象工事について必要な入札条件等を付したうえで、入札情報公開サービスに、様式第 1 号により公告を行うものとする。

（入札の参加申請）

第 6 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申請書（様式第 3 号。以下「申請書」という。）を公告に定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を提出した入札参加希望者の登録資格等の基本的な確認を行い、入札参加資格がないと認めるときは、申請を受理しないものとする。

（設計図書等の閲覧）

第 7 入札参加希望者は、対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を入札公告で指定する期間内において閲覧するものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第 8 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問は公告に定める期間内において、原則、電子入札システムにより行い、回答は公開システムに掲載するものとする。

（入札書等の提出方法）

第 9 入札は、入札参加希望者が、公告で指定した期間中に、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書（様式第 2 号）を提出することにより行う。

2 入札書の提出は、電子入札システムに入力することにより行うものとする。

3 工事費内訳書は、PDF ファイルまたは Microsoft Word ファイルのいずれかで電子入札システムにより提出するものとする。

4 前各項の規定により提出された入札書及び工事費内訳書は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時点で、市に到達したものとみなす。

（入札の無効）

第 10 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 指定した工事費内訳書様式を用いない入札

- (3) 入札書及び工事費内訳書に入札書を提出する日以外の日付を記載した入札
- (4) 第1回の入札において入札書と工事費内訳書の金額及び日付が一致しない入札
- (5) 開札日まで有効なICカードを有しない者のした入札
- (6) 契約担当者の承諾を得ないで紙入札をした入札
- (7) 契約担当者の紙入札承諾後に電子入札でした入札
- (8) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした入札
- (9) 入札書又は工事費内訳書の金額を訂正した入札
- (10) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 現場説明に参加しない者のした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の執行)

第11 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、2回に限り再度入札を行う。この場合において、1回目の入札参加者が1者又は無効の入札等により、再度の入札に参加できる者が2者に満たず、競争性が失われると認められるときは、市長が特に定める場合を除き、再度入札は行わない。

(開札)

第12 開札は、公告等で指定する日時及び場所において、発注者の電子入札システムにより、入札書の電子ファイルを開くことにより行う。ただし、対象工事に紙入札がある場合には、当該入札書を入札公告に示す日時、場所において開札し、その内容を電子入札システムに入力した後に、対象工事の電子ファイルを開く。

(落札候補者の決定)

第13 開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格若しくは失格基準価格未満で入札した者又は調査基準価格未満で失格基準価格以上の価格で入札した者であり、若しくは低入札価格調査により調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められなかった者を除く。）から順に資格確認を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に告知する。

2 開札の結果、無効とされない入札を行った者であって、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者が複数となった場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。

3 市長は、落札候補者を決定したときは、直ちにその旨を落札候補者に通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第14 開札後、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、公告に定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）
- (2) 最新の建設業許可書の写し
- (3) 最新の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (4) 入札日以降に発行された市税納税証明書

(5) 主任技術者又は監理技術者等の資格証等の写し及び保険証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第 15 開札後、落札候補者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書（様式第 5 号）により通知するものとするものとし、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（同価格入札者が 2 人以上あるときは、くじにより定めた者。以下「次順位入札者」という。）を落札候補者とみなして、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めたときは、この項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(落札者の通知)

第 16 市長は、落札者を決定したときは、電子入札システムにより、直ちにその旨を当該入札参加者に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第 17 対象工事の入札結果は、公開システムに掲載するものとする。

2 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第 18 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行し、施行日以後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。